

総合建物管理業務に係る総合評価一般競争入札連絡検討会設置要綱

(設置)

第1 施設清掃業務等総合建物管理業務（以下「総合建物管理業務」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を導入するに当たり、評価基準等を総合的に検討し、落札者決定基準を定めること及び落札者の決定について、同令第167条の10の2第4項の規定に基づく審議を円滑に進めるため、総合建物管理業務に係る総合評価一般競争入札連絡検討会（以下「連絡検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 連絡検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 総合建物管理業務の対象となる施設の選定に関すること。
- (2) 技術的評価項目及び評価点等の評価案の策定に関すること。
- (3) 公共性評価項目及び評価点等の評価案の策定に関すること。
- (4) 価格点と評価項目点の割合等の評価方法案の策定に関すること。
- (5) 落札者決定のための評価補助に関すること。
- (6) 業務開始後の効果検証に関すること。

(組織)

第3 連絡検討会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。
(座長等)

第4 連絡検討会に、座長を置く。

- 2 座長は、健康福祉部障害福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する別表第1に掲げる職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めたときは、別表第1に掲げる職にある者以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6 連絡検討会は、行政の福祉化及び就職困難者の雇用及び就業の推進を図るための評価項目、評価点及び評価内容等の事案を検討するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、企画財政部契約検査課長の職にある者をもって充てる。

(行政の福祉化推進会議との連携)

第7 連絡検討会は、行政の福祉化に関連する評価項目等の検討事項について、行政の福祉化推進会議と連絡を密にし、相互に連携して行うものとする。

(庶務)

第8 連絡検討会の庶務は、企画財政部において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、連絡検討会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

別表第1

総務部	総務課長
企画財政部	政策企画課長 財政課長 契約検査課長
市民文化部	文化振興課長 人権・男女共生課長
健康福祉部	福祉政策課長 障害福祉課長 高齢介護課長
産業環境部	商工労政課長 環境政策課長
建設部	建設管理課長
教育総務部	教育政策課長 社会教育振興課長 中央図書館長
水道部	総務課長
消防本部	総務課長

別表第2

総務部	総務課長
企画財政部	契約検査課長
市民文化部	文化振興課長 人権・男女共生課長
健康福祉部	福祉政策課長 障害福祉課長 高齢介護課長
産業環境部	商工労政課長 環境政策課長

